

11月8日(日)は

# 県知事選挙・県議会議員補欠選挙の投票日

「広島の明るい未来を」の一票で



## 選挙権のある人

平成元年11月9日までに生まれた人で、①平成21年7月21日までに、または②平成21年7月22日から平成21年7月29日までに、三原市の住民票に記載され、引き続き居住している人。

※②の人について、県知事選挙の期日前投票ができる日は10月29日以降となります。

## 県内に転出する場合

三原市の選挙人名簿に登録され、投票日までに県内の他の市区町に転出した人(1回に限り)が、三原市で投票する場合は、転出先の市区町長が発行する「引き続き住所を

有する旨の証明書(無料)が必要です。

## 投票所入場券

はがきで10月17日に発送する予定です。投票所入場券の記載事項を確認し、当日投票所または期日前投票所に持参してください。

投票所入場券が届かなかつたり、紛失したりした場合でも、本人であることが確認できれば投票できます。当日投票所または期日前投票所で申し出てください。

投票所の場所・投票時間は、投票所入場券に記載していますので確認してください。平成21年10月10日以降に市

内で転居した人は、前の住所地の投票所になりますので、入場券をよく確かめてください。

※投票所入場券が届いても、投票日までに県外に転出した人は投票できません。

## 期日前投票

仕事やレジャーなどで、投票日に投票することができない人は、期日前投票ができます。

## 期間

県知事選挙  
10月23日(金)～11月7日(土)  
県議会議員補欠選挙  
10月31日(土)～11月7日(土)

時間 8時30分～20時

※土・日曜日、祝日も投票できません。

ところ 市役所議会議棟1階、本郷支所1階、久井支所1階

階 大和支所1階  
注意する物 投票所入場券

三原市以外の市区町村へ滞在している人の不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、三原市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先で不在者投票ができます。

この不在者投票を行うためには、事前に選挙管理委員会に投票用紙など必要な書類を請求する必要があります。

不在者投票を希望する人は、不在者投票請求書兼宣誓書(選挙管理委員会に用意、市ホームページで取得可)に必要な事項を記入し、選挙管理委員会へ直接または郵便で請求してください。

## 指定病院などでの不在者投票

県の選挙管理委員会が指定した不在者投票施設(指定病院・老人ホームなどの施設)に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

## 郵便などによる不在者投票

身体の重い障害などにより投票に行けない人が郵便など

## 投票時間

7時～20時  
久井・大和地域は、全投票所7時から19時までです。  
なお、右記投票時間と異なる投票区は次の表のとおりです。

投票区名	開始時刻	閉鎖時刻
三原地域	7時	16時30分
		18時
		18時
		19時
本郷地域	7時	19時
		19時
		19時
		19時
		19時
		19時
		19時
		19時
		19時
		19時
		19時
8時	16時	

問い合わせ先  
選挙管理委員会事務局  
(☎)084486140  
084864103 (FAX)

## 開票

開票は即日開票で、21時15分から中央公民館で行います。

で投票する制度です。郵便投票証明書を持っている人で、郵便による不在者投票を希望する人は、11月4日(水)までに投票用紙などの請求をしてください。

また、身体障害者手帳・戦傷病者手帳を交付されている人、または介護保険の被保険者証に要介護5と記入されている人で、新たに郵便投票を希望する場合は、早めに選挙管理委員会に問い合わせてください。